

募集期限：令和3年8月11日（水）午後5時必着

「北栄町過疎地域持続的発展計画（素案）」にご意見をお寄せください

令和3年4月に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（過疎法）」が施行され、北栄町の大栄地区が新たに過疎地域に指定されました。

北栄町では、過疎法に基づいて「北栄町過疎地域持続的発展計画」を策定します。このたび、計画素案を作成しましたので、皆様のご意見をお寄せください。

募集内容	北栄町過疎地域持続的発展計画（素案）
募集期間	令和3年7月15日（木）～令和3年8月11日（水）
提出方法	<ul style="list-style-type: none">・「意見応募用紙」または任意の様式に住所、氏名、電話番号を明記してご提出ください。・ご提出は、下記の応募先に直接ご持参いただくか、郵送、ファクシミリ、電子メールでお寄せください。
ビジョン案 ・募集用紙 設置場所	企画財政課（大栄庁舎）、北条支所総合窓口（北条健康福祉センター） 中央公民館、中央公民館大栄分館、図書館、北栄町ホームページ
ご意見の 取扱い等 について	<ul style="list-style-type: none">・電話、来庁等による口頭でのご意見はお受けできません。・お寄せいただいたご意見は、個人情報を除き、町ホームページ等で公開することを前提としておりますので、あらかじめご了承ください。・お寄せいただいたご意見への個別の回答は行いません。・ご意見のより具体的な内容を確認するため、連絡させていただく場合があります。・個人情報（氏名、住所及び電話番号）は、この意見募集以外の目的では使用いたしません。
応募先	北栄町役場 企画財政課 政策企画室 住所 〒689-2292 北栄町由良宿 423 番地 1 電話 0858-37-5864 ファックス 0858-37-5339 電子メール kikaku@e-hokuei.net

募集期限：令和3年8月11日（水）午後5時必着

「北栄町過疎地域持続的発展計画（素案）」 意見応募用紙

【応募先】北栄町役場 企画財政課 〒689-2292 北栄町由良宿 423-1

（電話）0858-37-5864 （ファックス）0858-37-5339 （電子メール）kikaku@e-hokuei.net

フリガナ	
氏名	
住所等	電話番号： —
	メールアドレス（任意）：
（ご意見）	

ご意見ありがとうございました。

○個人情報（氏名、住所、電話番号及びメールアドレス）は、この意見募集以外の目的では使用いたしません。ご意見のより具体的な内容を確認するため、ご連絡させていただく場合があります。

○お寄せいただいたご意見は、個人情報を除き、公開することを前提としております。あらかじめご了承ください。